

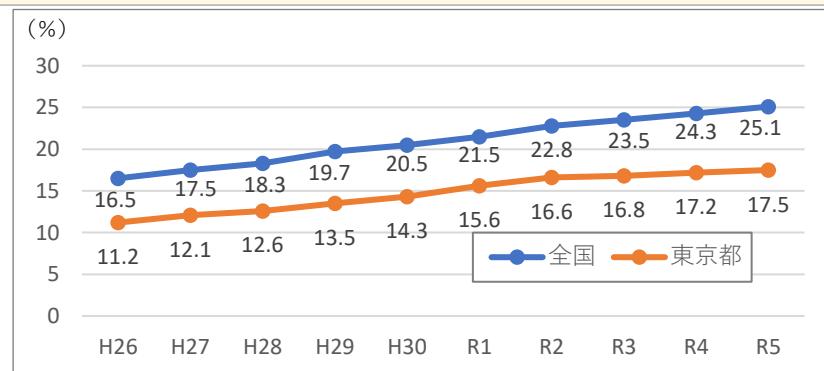
# 里親等委託の推進について（中間報告の概要）

## 現状

- 都内では、家庭における養育が困難で、代替養育を必要とする児童数は、約4千人で推移
- 都は、代替養育を必要とする児童について、家庭と同様の環境における養育を推進し、令和11年度までに里親等委託率37.4%（令和11年度）とすることを目標としている

### 【里親等委託率の推移】

里親等委託率は上昇傾向にあるが、全国平均より低く推移

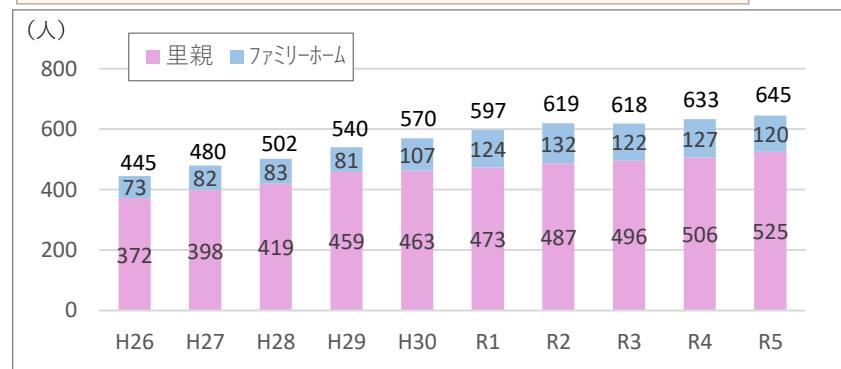


全国：厚生労働省「福祉行政報告例」 東京都：福祉局調べ

※各年度末時点、都区合計

### 【里親等委託児童数の推移】

委託児童数は増加傾向にあるが、伸びは緩やか



福祉局調べ ※各年度末時点、都区合計

## 主な課題

### 【制度運営上の課題】

- ・未委託家庭に委託を進めるための仕組みの整備
- ・養育者となる人材の確保
- ・大都市の住宅事情

### 【里親への支援上の課題】

- ・共働き家庭の増
- ・専業養育者としての措置費水準の確保
- ・継続支援のための体制の確保

### 【児童への支援上の課題】

- ・ケアニーズの高い児童の増加
- ・子供の意見・意向の尊重
- ・施設入所児童の継続入所・措置変更の検討

### 【児童相談所におけるソーシャルワーク上の課題】

- ・実親の同意を得るための工夫の共有
- ・ソーシャルワークを支える体制の確保
- ・子担当が検討・調整するための環境の整備

# ■ 中間報告における論点

## 取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

- 1 **養子縁組里親登録家庭への働きかけ（二重登録）**
- 2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用
- 3 **フレンドホーム制度の積極活用**
- 4 **施設から里親等への措置変更の促進**
- 5 大都市特性に合わせた制度運営
- 6 ファミリーホームの設置促進
- 7 里親・ファミリーホームへの費用支弁

## 取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 1 **代替養育における特別養子縁組の検討**
- 2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討
- 3 **乳児院の体制拡充**
- 4 縁組成立後の継続支援

## 取組2 里親家庭への支援の充実

- 1 **里親向け子育て支援サービスの充実**
- 2 里親・委託児童・里親家庭の実子への支援の充実
- 3 フォースタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討

## 取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

- 1 **児童相談所の体制強化**
- 2 待機中の里親へのショートステイの委託
- 3 **里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化**

※太字は、短期的な検討要素として、都として直ちに取組を推進していくべき事項

- 4つの取組における各論点について、現状・これまでの取組と課題を整理した上で、直ちに対応すべき事項について、当面の取組の方向性を中間報告として取りまとめ
- 令和7年度における検討や取組の状況を踏まえて、引き続き検討を要する事項については、令和8年度に最終提言として取りまとめを予定

## 論点1 養子縁組里親登録家庭への働きかけ（二重登録）

## ◆ 現状・これまでの取組

- 養子縁組里親に対して養育家庭としての委託もできるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録をする、二重登録を運用している。
- 養子縁組里親登録希望者には、登録申請時に二重登録について説明し登録を促しているが、積極的な登録には至っていない。

養子縁組里親 448 家庭のうち、  
二重登録をしている家庭は 75 家庭  
(令和 5 年度末、都区合計)



## ◆ 課題

- 養子縁組里親は、登録家庭数に対して養子縁組の候補となる児童が少ないことなどから、マッチングに至らない家庭が多く存在している。
- 養子縁組里親は、低年齢児の受託を希望する家庭が多く、二重登録家庭であっても、養育家庭としての高年齢児とのマッチングは進んでいない。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 養子縁組里親希望者に対して、二重登録を基本として説明
- ✓ 里親の年齢等を考慮しながら、二重登録や養育家庭への切り替えを視野に里親の意向を確認、受託を希望する児童の年齢等条件の見直しを働きかけるなどし、養育家庭としての委託や、一時保護の委託を促進
- ✓ 制度・目的の違いについて、理解を深められるよう丁寧に説明を行うとともに、里親の理解度や考え方を十分に受けとめ、確認

## 論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用

## ◆ 現状・これまでの取組

- 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であり、一定の要件を満たす要保護児童を養育するものを「親族里親」として制度を運用している。
- 都における親族里親への委託は、祖父母等が扶養義務者として要保護児童を養育している中で、生活困窮の相談を入口として制度に繋がるケースの割合が多い。

## ◆ 課題

- 児童相談所が、児童の援助方針を検討するプロセスの中で、親族里親等の制度の活用についてはまだ十分な検討がされていない。
- 制度の利用に係る要件が厳しく、制度の活用がしづらい面がある。

## ◆ 当面の取組の方向性

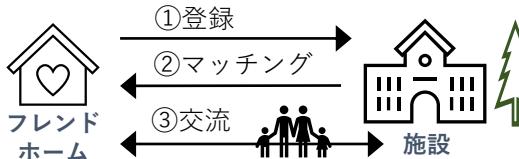
- ✓ 代替養育が必要な場合、親族による養育の可能性を優先的に検討
- ✓ 扶養義務に従い親族が養育を行う場合でも、行政が継続的に関与することで、より適切な養育が期待でき、支援が活かせる場合もあることから、親族里親制度の活用を積極的に検討
- ✓ 児童相談所や区市町村窓口などの地域の関係機関の親族里親等の制度への理解促進

## 論点3 フレンドホーム制度の積極活用

## ◆ 現状・これまでの取組

- 週末や夏休みなど学校の休業期間を活用して、施設に在籍する児童が一般家庭での生活を体験できる機会としている。
- フレンドホームへの登録や、対象とする児童との引き合わせや交流、支援は、原則として各施設ごとに行っている。

## フレンドホーム（現行制度）



施設に在籍する児童を対象に、「フレンドホーム」として施設に登録をされた家庭での交流を行い、一般家庭での生活を体験

## ◆ 課題

- 里親制度とは連動しておらず、互いの制度の強みが生かされていない。
- フレンドホームのスキルアップが必要。
- フレンドホームへの謝礼金額が制度開始時より見直されていない。

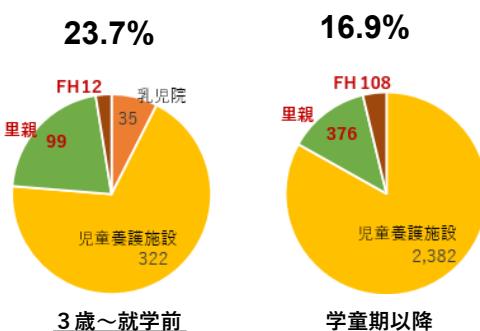
## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 施設でのフレンドホーム制度の運用実態やニーズ、活用状況や効果等の実態把握、課題の確認を行い、制度の運用方法や、児童相談所・フォースターリング機関の関与の在り方等について検討
- ✓ 里親制度説明会等の機会を捉えたフレンドホーム制度の積極的周知
- ✓ 謝礼金について、措置費等を参考とした水準への見直し

## 論点4 施設から里親等への措置変更の促進

## ◆ 現状・これまでの取組

- 里親等委託率は、学童期以降、就学前と比べると低くなってしまっており、児童養護施設入所後の措置変更が進んでいない。



## ◆ 課題

- 施設措置児童の措置変更について、児童のニーズや関係機関の意見も踏まえたアセスメントや自立支援計画見直しの中での具体的検討が不十分。
- 施設から里親への措置変更後も、施設が継続的に関わる仕組みが必要。
- 児童本人や保護者にとって、里親家庭での生活の具体的なイメージが持ちづらいため、里親等委託の意味を感じにくく、同意が得にくい。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 措置変更に対する児童相談所の認識、制度理解の促進
- ✓ 児童や保護者等の里親制度への理解促進
- ✓ 施設在籍児童の里親等委託推進や、措置変更後の里親等への支援について、施設の持つ機能との連携の一層の推進

## 論点5

## 大都市特性に合わせた制度運営

## ◆ 現状・これまでの取組

○ 里親家庭の住居の床面積や部屋数といった養育環境については、法令で定めるほか、都において適切と考えられる独自の基準を設定している。

## 【参考】面積基準



**10m<sup>2</sup> × 世帯人数 + 10m<sup>2</sup>**

※世帯人数は「3歳未満0.25人」「3歳以上6歳未満0.5人」「6歳以上10歳未満0.75人」として算定。

※世帯人数には、児童の委託を想定し、10歳以上の児童を1名加える。

## ◆ 課題

○ 児童の養育には、住居の面積や居室数など一定の基準を満たす必要があるが、高価格な住居費や狭小な住宅の多さなど、大都市特有の住宅事情がネックとなることがある。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 大都市特有の住宅事情を鑑みても、児童の適切な養育環境の確保という観点から、現行の基準面積程度の広さは必要
- ✓ 床面積の最低基準は遵守しつつ、居室数については、児童の年齢や性別等に応じた適切な環境の確保という視点を重視しつつ柔軟に運用

## 論点6 ファミリーホームの設置促進

## ◆ 現状・これまでの取組

○ ファミリーホーム設置・運営基準（主な内容）

- ・職員配置 養育者2名（夫婦）+補助者1名以上  
(養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、養育者1名+補助者2名以上も可)
- ・養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置き、養育家庭として登録された者でなければならない。
- ・ファミリーホームは設置主体により以下に分類
  - ①養育家庭移行型：要養育家庭として一定の養育経験
  - ②施設職員型：児童養護施設等職員経験者（3年以上）が独立
  - ③法人型：施設を設置する法人等がその職員を養育者・補助者として運営（人事異動が想定されていないことが望ましい）

## ◆ 課題

- 養育者は、夫婦であることは必須の要件ではないが、養育者1名（+補助者2名）のファミリーホームの実例は限定的となっている。
- 養育者は、ホームに生活の本拠を置くことが求められ、法人型の場合、グループホームに比べて人事配置等の運営が限定的。
- 職員にとって、公・私両面で社会的養護と関わることによる負担が大きい。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ ヒアリングの実施等により、ファミリーホームの運営体制等に係る現状と課題を把握、考え方の整理を含めて検討

## 論点7

## 里親・ファミリーホームへの費用支弁

## ◆ 現状・これまでの取組

- 児童を受託している里親等へ支弁をする措置費のうち一般生活費については、東京の物価水準等を鑑みて国基準に対して都独自に加算をして支弁している。
- 一時保護需要の中には、養育家庭への一時保護委託が適している児童も存在している。
- ファミリーホームは、常勤1名分+非常勤2名分の入件費（定員6名の場合）相当の事務費が、委託児童数に応じて算定（現員払い）されている。

## ◆ 課題

- 都加算を加えた一般生活費の支弁総額（国基準+都加算）は、令和2年度以降同額（令和7年度は別途、物価高騰対策を実施）となっている。
- 施設・グループホームは事務費（入件費等）が定員払いであるのに対して、里親には事務費が支弁されず、ファミリーホームは事務費が現員払いとなっている。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 近年の物価高騰に応じた一般生活費の水準の向上
- ✓ ヒアリングの実施等により、ファミリーホームの運営体制等に係る現状と課題を把握、考え方の整理を含めて検討【再掲】

## 論点1

## 里親向け子育て支援サービスの充実

## ◆ 現状・これまでの取組

- レスパイトを必要とする里親等に対し、都では、原則として他の里親等によるレスパイトの受入れを実施している。
- 子育て支援サービスのニーズが高いと考えられる共働きの里親家庭の割合が高くなっている。

## □ 養育家庭登録者の就労状況

(単身者除く)	未委託263家庭	委託中267家庭	合計530家庭
片働き又は無職	70家庭	99家庭	169家庭
共働き	193家庭(73%)	168家庭(63%)	361家庭(68%)

福祉局調べ（※各年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

## 論点2

## 里親・委託児童・里親家庭の実子への支援の充実

## ◆ 現状・これまでの取組

- チーム養育体制により継続的に支援している。

## ◆ 課題

- 実親や親族との交流の継続や、ニーズを見定めた特別養子縁組の取組の推進が重要である。同時に、本人の意向を尊重しながら、やむを得ず養育者が変わる場合には、子供の目線に立ち子供の最善の利益を実現するよう、子供が生活の中で関わっている人達との関係性が継続できることも重要である。
- 高年齢児の養育や自立に当たっては難しい課題が多く、事例の共有や支援体制が不十分である。
- 里親だけでなく委託児童や里親家庭の実子も含めた支援が重要であるが、具体的な方法等がまだ確立されていない。
- ニーズに応じた研修体系を構築することも重要である。

## ◆ 課題

- 里親間でのレスパイトは、里親家庭相互での助け合いとなるため、受け入れには限界がある。施設でのレスパイトも可能な制度となっており、施設が一時的に預かることのメリットもあるが、いつでも自由に預けられる仕組みではない。
- 在宅での支援に限らない様々なニーズがあると考えられるが、現行制度では、全てのニーズに応えきれていない。
- ケアニーズが高い児童であっても、里親等委託が可能となるような支援体制が求められている。
- 子育て支援や予防的支援を含む地域との繋がりにより、社会全体で里親による養育を支援する視点が重要である。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ フォスター・アレンジメント機関に委託して実施している育児家事援助者派遣事業の拡充

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ フォスター・アレンジメント機関事業の効果検証を踏まえ、チーム養育体制の機能、役割について再検討
- ✓ 子供のパーマネンシーバー保障のため、里親委託後においても、実親や親族との交流を継続的に実施
- ✓ 実親や親族との交流が困難な児童について、生活の場が変わっても支援や交流が途切れない仕組みについて検討
- ✓ 様々な葛藤を抱える委託児童や実子も含めた養育家庭の悩みを、里親同士で共有、意見交換できるよう里親サロン等の横のつながりを引き続き支援

## 論点3

## フォースターリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討

## ◆ 現状・これまでの取組

- 全ての都児童相談所において、里親のリクルート、研修、委託中の支援、措置解除後の支援に至るまでの一貫した里親支援を行うフォースターリング機関事業を導入している。
- 法改正で里親支援センターが「児童福祉施設」として位置づけられており、フォースターリング機関事業の実績を評価し、支援の充実のために必要な機能等について、移行を含めて検討を進めている。

## ◆ 課題

- 児童相談所との一体性をどのように確保していくべきか検討が求められる。
- 養子縁組に関する支援について、フォースターリング機関事業として実施するのか、里親支援センターにおける包括的支援として位置づけるのか、整理が必要である。
- 里親支援センターの国配置基準や現在のフォースターリング機関事業による職員配置を踏まえつつ、必要な機能を確保するための人員について精査が必要である。
- 措置費収入を踏まえた収支バランスの精査が必要である。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ フォースターリング機関事業の効果検証や他自治体の先行事例の分析

## 論点1 代替養育における特別養子縁組の検討

## ◆ 現状・これまでの取組

- 実父母の同意がない場合にも、実父母による虐待、遺棄等、子の利益を著しく害する事由がある場合に特別養子縁組は可能であるが、例が少ないため、申立ての検討自体が少ない。
- ケニアーズが高い児童は縁組成立が困難なことが多いため、特別養子縁組方針の検討自体が乏しい。
- 特に、医療的ケア児や障害児の場合、乳児院退所後の援助方針を検討した結果、障害児施設へ措置変更となる場合もある。

## ◆ 課題

- 実父母の同意がない場合の申立経験に乏しい。
- 縁組の成立のしやすさや同意の有無のみにこだわらず、児童のパーマネンシー保障の観点から制度を利用する際の考え方や方針の検討が十分ではない可能性がある。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 特別養子縁組を用いた支援の在り方の確認を踏まえた上で、特別養子縁組の検討を含む家庭養育推進のためのフローチャート等、児童福祉司が活用できる標準化ツールの検討
- ✓ 全ての児童相談所職員がパーマネンシーの概念や子供の権利を理解し、実践に生かせるよう、体系的・継続的な研修の実施
- ✓ 民間あっせん団体と連携したマッチングや研修等でのノウハウの確認・共有の継続

## 論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討

## ◆ 現状・これまでの取組

- 令和5年度の都児童相談所の特別養子縁組成立件数36件のうち、児童相談所長による適格確認の申立ては2件となっている。

## ◆ 課題

- 実務上どのようなケースに制度を活用するか整理がついておらず、制度を利用する際の考え方・方針の丁寧かつ明確な検討とノウハウの蓄積が必要である。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 児童相談所長申立てを行った事例を類型別に分類して、事例共有システムを用いて都全体で共有
- ✓ 特別養子縁組の申立てに関し、必要な意見聴取を行う場合に、児童福祉審議会の活用を検討

## 論点3

## 乳児院の体制拡充

## ◆ 現状・これまでの取組

- 乳児院における一時保護委託が増えており、特に0歳児の入所はひっ迫し、厳しい状況になっている。
- 児童相談所と協力して、特別養子縁組を希望する人と養子候補児童との交流やマッチング、アフターケアなどを行うため、令和7年度から乳児院に特別養子縁組推進員の配置を開始した。
- 都内の病院による内密出産及び新生児等の匿名預かりが始まっている状況がある。

## ◆ 課題

- 一時保護委託の児童数が増えたことで、児童一人ひとりの状態を把握するのが難しくなり、関係機関との調整業務も増えている。
- 夜間に手厚い支援が必要な0歳児の受け入れが増えており、夜間の緊急一時保護に対応する体制も必要になっている。
- 特別養子縁組候補児童のアセスメントやマッチング、交流には時間がかかる。
- 保護者が抱える課題などを迅速にアセスメントし、適切に支援する役割が求められており、そのための体制強化が必要である。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 乳児院職員の増配置による、0歳児や夜間の緊急一時保護を確実に受け入れられる体制の整備
- ✓ 特別養子縁組推進員を配置する乳児院への支援

## 論点4

## 縁組成立後の継続支援

## ◆ 現状・これまでの取組

- 縁組成立の審判確定後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続している。
- 生い立ちの整理などライフステージに合わせた支援について、里親登録継続者に対しては、令和4年度より縁組成立後の養親子向け個別支援プログラムを案内している。

## ◆ 課題

- 真実告知のタイミングに合わせた生い立ちの整理など、ライフステージに応じた親子支援が必要だが、支援機関とのつながりが途絶えてしまう場合がある。
- 実親の情報をどの程度、どのように子供に伝えるかは、専門機関や弁護士等の助言も重要である。
- 子供のアイデンティティーの確立のため、生い立ちの整理の的確な実施や、そのための支援のプロセスの確保、実親・親族との交流についても重要である。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 縁組成立後に受けられる支援についての説明用リーフレット等の作成
- ✓ 児童の生い立ちの整理や養親子向けサロンの開催等、個別の支援ニーズに合わせたプログラムの拡充

## 論点1 児童相談所の体制強化

## ◆ 現状・これまでの取組

- 相談受理件数、虐待対応件数とも高止まりしているため、児童福祉司は新規ケースへの対応に注力せざるを得ない状況であり、支援計画の策定や進行管理が課題となっている。
- 実親が施設入所には同意するが、里親委託には子供を取られることを危惧して反対するケースがある。

## ◆ 課題

- 施設入所時からの家庭復帰・パーマネンシー保障を見据えた支援計画の策定や進行管理が不十分になりやすい。
- 支援計画は児童・家族の参画を行いながら作成することが望ましいが、専門的な知識・技術が必要である。
- ケアニーズの高い児童が増加しており、施設から里親への移行に当たり、丁寧な支援が必要である。
- 里親委託が適当なケースに対して、実親に里親委託への正確な理解を促すことが必要である。

## 論点2 待機中の里親へのショートステイの委託

## ◆ 現状・これまでの取組

- 協力家庭を確保するため、都独自に報酬を上乗せするための財政支援等を実施している。
- 区市町村の里親へのショートステイの委託を進めるため、ショートステイの協力意向を持つ里親の情報を情報提供とともに、事務手続きのフロー図を作成している。

## ◆ 課題

- 協力家庭を活用する自治体数及び協力家庭数共に伸び悩んでいる状況がある。
- 令和6年度は里親226家庭が協力意向を示しているが、活用は42家庭に留まっている。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 児童・家族が参画した支援計画作成を進めるため、ケースマネジメントを含むソーシャルワーク実践力を身に付けるための育成策について検討
- ✓ 家庭養育推進のためのフローチャートや実親への説明の仕方等、児童福祉司が活用できる標準化ツールの作成について検討
- ✓ 施設のアセスメント及び心理ケア・里親への移行支援強化のため、児童相談センターが施設へのコンサルティングを実施できる体制の強化について検討
- ✓ 人材の確保・定着を促す取組の拡充に加えて、実践的な研修や職員へのサポート体制の充実、他機関との合同研修や相互派遣による人事交流など人材育成のための取組や、職員のメンタルヘルスを守る対策の強化

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 区市町村の協力家庭を活用したショートステイの取組を促進するための取組の検討
- ✓ 具体的には、区市町村の取組が進まない要因である「協力家庭の確保」及び「区市町村の事務負担」を軽減する取組についての検討
- ✓ また、里親へのショートステイの委託を積極的に行っている区市町村の取組を全ての自治体に共有する等、区市町村が適切に里親にショートステイへの委託を行うための取組について検討

## 論点3

## 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化

## ◆ 現状・これまでの取組

- 里親に関する情報や個別ケースの記録は、「東京都児童相談所情報管理システム」で一元管理をしている。
- 児童相談所（フォースターリング機関）と里親の間で、情報を共有できるツールはなく、電話が主な連絡手段となっている。

## ◆ 課題

- 特別養子縁組のマッチングに当たって、児童相談所（フォースターリング機関）が養子縁組里親に候補児童を紹介し、養親となる希望の意思を確認するプロセスは、全て電話連絡で対応しており、非効率な面が存在している。
- 一方で、個人情報漏洩等の事故防止のため、メール等の自由度の高いツールの使用は不可としており、慎重な検討が求められる。
- 児童相談所及びフォースターリング機関の業務は、里親等委託の推進に伴い増大しており、業務効率化の観点からのDX化等の検討は、必要である。

## ◆ 当面の取組の方向性

- ✓ 個人情報の取扱いに配慮しつつ、養子縁組里親とのマッチングに係るプロセスの一部について、情報共有のDXを進め、業務の効率化について検討

# ■ 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点

## ◆総論

- 既存の制度の枠を超えて何が必要か
- 里親制度だけでなく社会的養護全体を考える中で、家庭養育をバックアップする施設の在り方・機能も検討
- 区市町村中心で実施している子育て支援や予防的支援との繋がりも重要であり、社会的養護だけでなく、地域における子育ての繋がりの中に里親養育も包摂され、里親制度の外との関係もソーシャルワークが進むよう検討

## ◆フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

- フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的な運用方法、未受託の家庭の活躍、マッチング率の向上
- フレンドホームとしての交流から里親委託への移行を見据えたルールやプロセス

## ◆包括的な里親支援体制・機能の拡充

- 繼続的かつ包括的・一貫した里親支援体制の構築、フォスタリング機関の里親支援センターへの移行、児童相談所との役割分担
- 委託児童や里親家庭の実子も含めた里親家庭への支援
- 休日の実親等との交流や、夜間休日の相談支援などに対応が可能な体制
- 施設から里親への措置変更後も、施設等による心理ケア等の専門的支援の継続など、施設機能を活かした支援の継続の在り方や、養育者が変わる場合のパーマネンシー保障の在り方

## ◆里親・ファミリーホームと社会福祉法人等との連携

- ケアニーズの高い児童を受け入れる里親・ファミリーホームの確保のため、施設を運営する社会福祉法人等との、施設機能を活かした連携や家庭養育へのバックアップ体制の在り方
- 虐待によるトラウマや愛着障害等の課題、情緒面・行動面で重い課題を抱える高年齢児への対応、施設機能の在り方

## ◆家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置

- パーマネンシー保障を強化するために、実親との関係も踏まえつつ、地区担当児童福祉司、施設や里親と協働する家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置

## ◆その他

- 普及啓発について、登録家庭数の拡大に向けた関心の高い層に対するアプローチだけでなく、関心の低い潜在的な層の掘り起こし  
社会における里親家庭への理解と支援を広げるためには、一般市民・民間企業に対するアプローチも必要であり、目的とターゲットを明確にした広報の展開
- フレンドホームやショートステイ等の里親委託以外の制度と連携した研修体系の充実、フレンドホーム登録者やファミリーホームの補助者に対する研修の仕組み
- 養育家庭委託候補児童となりながらマッチングに至らない児童が一定数存在する現状、不調の未然の防止の観点も踏まえた、マッチング方法の在り方、具体的な課題整理と確認、状況改善
- 親族里親や親族による養育家庭について、児童の最善の利益の観点を踏まえた上で、範囲を広げた検討、委託の在り方、制度活用
- ケアニーズの高い児童の里親委託について、専門養育家庭への委託の在り方
- DXについて、情報共有の観点に加えて、用途や活用方針を明確にした上で、判断に先立つ分析の段階におけるAIの活用等も視野に入れた幅広い検討
- 都区の連携を考慮した、効率的、効果的な里親委託推進の在り方